

健康安全課における「健康食品」に関する問合せ内容(平成15年度分)

<自分の食べている健康食品の安全性について>

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
1	20 30代	女性	商品A、カプセル状の健康食品について。これにより、皮膚症状(紅皮症)が発症したという訴えが、患者さんからあったが、この製品について何か情報はないか。	今のところ、情報はない。当該健康食品と皮膚症状の因果関係が疑われる場合には、最寄りの保健所に届け出られたい。(また、患者からの申し出段階で、医師の診断はついていないとのこと。)
2	20 30代	女性	友人からAというダイエット食品を勧められている。個人輸入をするというのだが不安である。どういう成分が入っているのか教えてほしい。	Aをホームページで確認し、製品の概要と、個人輸入の危険性について説明。
3	20 30代	女性	血栓を溶かす医薬品のことについて教えて欲しい。製品名は「A」「B」「C」である。最後の製品については、健康食品かもしれない。	上記販売名をインターネットで検索したところ、どれも健康食品のようであった。そのことを説明すると、「インターネットの情報なら自分でも見られるからいい」ということで電話が切れた。
4	20 30代	女性	健康食品で不適正なものについて公表していたが、商品名が記載されていなかった。教えてもらえないのか?	医薬品成分等を含んでいるものについては、すでに商品名を公表している。それ以外のものについては、法律上公表できないものやまだ違反が確定していないものであるため、商品名を記載していない。
5	20 30代	女性	接骨医院で、行くたびに帰りにカプセルを飲むように勧められる。自分はアレルギーがあるので、あまり飲みたくないのだが、あまりはつきりイヤといえずに飲んでいる。「健康食品」と言われているが、有料で、毎回とられるお金が違ったりする。領収書を見ると「食品」と書いてあるが、これは医薬品と健康食品のどちらなのか。カプセルは茶色っぽくて、中身を見たら茶色い粉だった。また、表面には記号などは書いていない。中身などを調べることはできるか。	接骨医院は、基本的には薬を出すことができないのと、カプセルの外観の説明等状況から判断すると、健康食品と思われる(話だけでは根拠は明確ではないが)。ただ、健康食品であっても、内容など全く情報がないものをむやみに摂取するのはお勧めできない。心配であればはつきり飲みたくないと言った方がいい。もし、医薬品を出されるようなことがあれば、それは法律上問題となる可能性があるため、また連絡してほしい。内容成分については、何が入っているか、とか、安全性の調査、ということでははつきりした結果をだす技術はないので、お受けできない。
6	20 30代	女性	関節痛なので、薬局でコンドロイチンが入った薬を買ってしばらく飲んだが、あまり効果がないように思う。健康食品で、コンドロイチン、グルコサミン、キャットクローなどをつかったものを試してみたいが、ちょっと不安もあり、電話した。最近こういった食品で苦情はあるかどうか。また、効果などはどうかんがえればよいか。	それほど多くの苦情事例は持ち合わせていないが、現時点で、コンドロイチンなどによる健康被害は把握していない。ただ、健康食品は、広告が誇大なことも多く、過大な期待をするのは禁物。コンドロイチンは、医薬品の有効成分でもあるので、同じ成分を摂取するのであれば、医薬品を選択した方がよい。(症状もあるので)世の多くの健康食品は「～にいいと言われていて」程度で広告をすることが多いので、広告をそっくり信用するのは危険である。
7	中高年	男性	Aという健康食品を渋谷のB店で購入して飲んでいた。先日買いに行ったら、薬事法に違反していることが分かったので、もう販売していないと言われた。何がどういけないのか。同じもの(カプセルの色が微妙に違う)が秋葉原のC店で今も売られているが、これはいいのか。	質問の製品は、14年10月脱ドラの試買調査でクエン酸シルデナフィルを配合していることが判明したため、薬事法違反で販売中止、回収措置がとられている。当該品の購入先はB店ではないが、都からの通知により、B店は販売を中止したものと思われる。秋葉原のC店で販売されているものは、同じ名称であるが、違反成分を含むかどうかは試験検査してみないと分からないので、この電話だけでは問題のあるものかどうか分からない。
8	中高年	男性	ホームページに健康食品センナ茶の紹介が掲載されておりセンノサイドAが有効な成分と紹介されている。センノサイドAとはどういう成分なのか、自分もセンナ茎の入っているお茶を愛用している。昨年の中国製ダイエット食品事件の件もあり心配である。	センノサイドAは、国内で販売されている医薬品(下剤)の有効成分であり、中国製ダイエット用健康食品で問題となった成分ではない。ただし、センノサイドAの効果을期待して服用するのであれば、安全性が管理されている医薬品を使用するのが適当である。近くの薬局等で相談することを勧める。
9	中高年	女性	自分の夫がインターネットで購入したヤーコンのお茶Aについて、危ない情報がでていないかどうか確認したい。	過去に都で買い上げて、医薬品的な成分がでていないもののリストの中にはない。

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
10	中高年	女性	自分の息子が友人から1本2,500円のところ10本で10,000円といわれ健康ドリンクを購入してきた。心配で消費者センターに相談したところ、この電話を紹介された。製品は中国から輸入したものといわれ、中身は冬草夏虫、液化真珠と書いてある。	表示上の成分は、日本国内でも食品として取り扱って良い成分である。表示通りの成分が入っているのであれば、製品自体に問題はないと思うが、昨年の中国製ダイエット食品の事件などでは、表示に書いてない成分が入っていて問題になったので、出所のはっきりしない製品には、注意を払った方がよい。
11	中高年	女性	グルコサミンなどの腰にいい健康食品を食べている。毎月検診を受けているが(腎臓機能が悪い)、肝機能の数値が少し上がりつつある。腎臓の薬をやめたが数値は下がらない。医師に、とりえず健康食品をやめると言われた。この健康食品が原因かどうかはわからないが、成分を調べたいと保健所に相談に行ったら、この係を紹介された。販売者(日本橋)に電話をしたが、他に同じような苦情は受けてないと言っている。原材料に書いてあるものがどういふものか、知りたい。	原材料に記載してあるデビルズクロー、結晶セルロース、デキストリンについて説明した。(デビルズクローは、ハーブのようなもので、食品として使用できる成分となっている)食品でも、体調によっては何らかの悪い作用がある可能性もあるため、まずやめて様子を見ることを勧めた。
12	中高年	女性	自分が食べている健康食品の成分が危なくないか調べて欲しい。花粉症がこれを食べるとよくなるので、知人にも勧めたい。危ないものだと困るので、成分を分析してほしい。	体調が悪いわけでもないため、都では公的に分析することはできない。自分で分析機関にもちこんで分析をすることになる。費用がかかるがよいということだったので、分析機関をお知らせした。
13	中高年	男性	近日、新聞で、東京都内の事業者が販売する「A」からクエン酸シルデナフィルが検出されたとの記事を見た。自分は、中国の友人から、よく効くと言われて「A」という製品をもらっているが同じ物かどうか知りたい。自分の持っているものは、白いカプセルである。	質問の新聞記事は、神奈川県が調査・公表したものである。都では、神奈川県からの通報に基づいて販売元に調査等を行っているが、その際在庫がなかったため、品物は持っていない。公表された物と、外観が同一かどうかは直接神奈川県に確認して欲しい。これまでに、「A」という名称の複数製品からシルデナフィルが検出されている。もし、外観が異なっても、生理作用があるとの説明を受けているのであれば、服用は止めたほうが安心。
14	中高年	女性	お酢の「A」を買った。他の酢より栄養分が豊富となっている。販売者に問い合わせたところ、細かい栄養成分などの数値を言ってくれたが、合計すると100%を超える。また、他の業者の商品を見ると、細かい内容成分の量を記載しているのに、これはない。この業者はおかしいのではないか。	義務表示と任意表示について説明。そのパッケージ等を見てもないと義務表示かどうかについての詳細は答えられないため、住まいのある兵庫県の保健所等に相談するよう説明した。
15	中高年	男性	妻が「A」という健康食品を13,000円も出して購入してきた。健康被害の情報はないか。	相談の製品名では、今のところ健康被害の情報はない。
16	中高年	女性	娘(アトピー性皮膚炎)が、有限会社「A」のサロンで、アトピー性皮膚炎に効くというBを勧められ、飲んで1年ぐらいい飲んだが全く良くならない。販売者はカウンセリングの資格があると言っているが、Bというのはどんなものなのか。現在は、娘に勧めて大学病院で漢方治療を受けさせている。ただ、また「A」に行きたいと言っているの、なんとか説得したい。	インターネットで調べたところ、「B」という名称で冬草夏虫の加工食品が販売されていた。このことだけでは断定は難しいが、おそらく製品は医薬品ではなくて健康食品である。食品と医薬品の位置づけの違いを簡単に説明。また、HPの閲覧は可能とのことなので、都発行のパンフレット「健康食品Q&A」を読んで理解を深めるよう推奨。説明内容には納得いただいた。
17	中高年	男性	大学の学生が、肝障害で入院した。その学生は、健康食品「A」、「B」、「C」、「D」(いずれも販売者がE社)を摂取していた。これら健康食品に原因があるのではと考え、インターネット等で調べたが特に情報がない。そちらになにか情報はないか。	厚生労働省HP及び食品監視課食中毒調査係に確認。当該製品について特段のリスク情報はない。その旨回答し、健康食品による健康被害の可能性も否定できないので、当該学生さんの住所地の最寄りの保健所に連絡いただけるよう話した。(埼玉県在住とのこと)
18	中高年	女性	A社のBを食べたら、おなかがゆるくなった。ただ、注意事項に「おなかがゆるくなります」と記載してある程度。何かそのような事例があるか？	この商品について、特に当係では聞いていない。有症苦情ということなら食中毒調査係で把握している可能性はある。(食中毒調査係にかけなおすとのこと)

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
19	中高年	男性	バリ島でAという木をもらった。現地では、薄く切って煮出してそのお湯を飲むとダイエットにいいと言われていたらしい。成分を調べて欲しいという希望があるが……(市町村からの問合せ)	Aについては、特に情報は持っていない。漠然と成分を調査しても有用な結果は得られないことを説明。
20	中高年	女性	母親が、Aという乳酸菌入りの健康食品を摂取していた。もう止めているのだが、若年性痴呆症らしき症状が出て、この健康食品が原因では？と疑っている。口頭では「子供の胎盤を使っている」と言っていたのでBSEが心配(でも製品の表示には、乳糖・乳酸菌等しか表示がなく、胎盤などとは書いてない)。何かおかしいものはいっていないか試験することは可能か。症状については、これから医師に受診する予定。	健康食品は、口頭の説明が虚偽や誇大のことも多いので、胎盤を含有するという説明の信憑性の問題もある。まずは、受診の際に、健康食品を使用していたことを伝え、痴呆症状と何か関係があるかどうかの判断をしてもらった方がよい。もし、なんらかの因果関係が疑われるようであれば、原因物質の検査を行うことも検討できる。
21	中高年	男性	娘が「A」という商品を買ってきた(13,000円、清涼飲料水と記載がある。B開発協力。千代田区にあるC株式会社で製造と記載されているとのこと。)。今のところ、健康被害などはないが、これをそのまま飲み続けて大丈夫か。万病に効く、ということをいわれて、娘が買ってきた(ご本人は、外箱をみているので、そのような標記があるかどうかは確認できなかった。)	清涼飲料水であるなら、食品である。食品は医薬品とは異なり、効能効果を記載してはならないし、薬ではないので、効能効果を期待して摂取するものではない。(食中毒調査係に確認したところ、因果関係まで特定できないが、「A」について情報がある、とのことだったので、以後の説明をお願いした。
22	中高年	男性	新聞で、厚労省がバイブル本について指導を行ったという記事を見た。妻がガンで病院にかかっているが、健康食品も摂取している(摂取していることは医師にも伝えてあるとのこと)。国が指導を行ったという30社を把握しているなら教えてほしい。	都でも、新聞記事以上のことは把握していない。厚労省に問い合わせても記事以上のことは教えてくれない。そもそも健康食品は医薬品とは異なり、効能効果を期待して摂取するものではない。健康増進法の一部改正も、虚偽・誇大な広告によって、適切な診療機会がうばわれてはならない事から盛り込まれた内容である。きちんと医師にかかり、医薬品以外のものを摂取している場合は、医師に伝え、怪しいと思うものは摂取しないようにしたほうがよい。
23	中高年	男性	テレビ朝日の健康食品特集を見たら、東京都で健康食品の試験をしているとあった。葉緑エキスが入っている製品の検査を行ったことはあるか。また、葉緑エキスの安全性は問題がないのか。飲んだら体に影響があるか。	試験の結果、問題が認められた製品については、公表により注意喚起を行っている。しかし、安全性を証明することはできないので、問題がなかった製品については公表していない。お聞きした製品は、昨年、今年の違反品には該当しなかったもので、その旨回答。また、安全性は、当方に正確な情報がない。アマメシバのように、食事として通常量を摂取することに問題がなくても、大量摂取により健康被害が発生するケースもあるため、責任ある回答ができない。
24	中高年	女性	マレーシアの友人から、ダイエットにいいという健康食品を直接送ってもらった。友人は変なものが入っていないので、心配いらぬと言うが、不安なので検査してみたい。どこか紹介してもらえないか。	食品分析センター、食品衛生協会を紹介。個人で検査するにはかなりコストがかかるし、検査したい成分を1成分毎にこちらで指定しないと、危ないものが入っていないかどうか調べてくださいと言っても無理なので、難しいと思う。何が入っているか分からない個人輸入したものはあまりお勧めできない。
25	中高年	男性	友達をとおして中国の糖尿病薬を購入して飲んでいる。毎月16000円払っている。先日、中国製の漢方薬で死亡者が出たとの報道があったが、自分が使っている製品は大丈夫かと思って電話した。自分のは瓶に入ったカプセルである。糖尿病で、日本で医者にかかってもいる(薬も出されているらしい)	報道された製品は、錠剤タイプで、白と青の磁器に入っている。お持ちの製品は、問題が指摘されたものとは違うだろう。ただ、だからといって「安全」とは言えない。中国製のものは何が入っているのかわからないものが多いし、本当に糖尿病に効く薬であった場合には、処方された医薬品と併用することでかえって健康を害する可能性もある。お持ちの漢方薬について、一度医療機関に相談することをお勧めする。ホームページが見られないとのことだったので、資料をFAXにて送付。

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
26	中高年	男性	アメリカのサプリメントを飲んでいるが、この会社と品質は大丈夫か？ 厚生労働省認可となっているが、そういう制度はあるのか？	認可という制度はない。厚生労働省許可の特定保健用食品ならある。 輸入品について、厚生労働省が認可という言葉を使っているものについて指導している状況にもあるので、どういうものか表示をよく見てみるように。
27	中高年	女性	年末にNHKで、アメリカの危ないサプリメントの報道を行っていたので、NHKに電話したところ、安全情報係を紹介された。 自分が持っているのが、テレビに出ていたサプリメントのカプセルと似ているのだが、危ないものなのか。製品名は「A」で、日本語表示はない。	説明された製品名をインターネットで検索したところ、同一名称のものが掲載されており、エフェドラが入っていることが記載されていたため、その旨説明。お持ちの製品にエフェドラが入っているかどうかは明言できないが、入っている可能性が高いので、使用はやめたほうがよいことを説明し、相談者も了承。 日本語の表示がまったくないサプリメント(食品)は、日本の法律に適合していないものもあるので、注意が必要である。
28	中高年	女性	東京にある健康食品会社から「A」という健康食品を購入した。インターネットで調べたら、2002年にBという医薬品成分が含まれていて、回収になったとの新聞記事が見つかった。会社に電話したら、大丈夫だと言われたが、心配なので確かめたい。	東京都のホームページ上には、もう商品名等は掲載していない。2002年の記事は事実であるが、現在は内容成分を変更していることを確認している。ただ、病院で治療をしているのなら、使用している健康食品についても医師に相談をした方がよい。
29	高齢者	男性	霊感商法だと思うが、健康に良いカーボン含有健康食品を販売している会社があり、自分の家族もだまされて購入してしまった。 一度だけならいいが、その後ダイレクトメールで、次々と新商品をPRしてくる。怪しい食品であるので東京都で検査してもらいたい。	健康食品については、都発行の健康食品Q&Aで説明。契約不履行やクーリングオフについて説明し、立川の消費者センターを紹介。
30	高齢者	女性	今日、ニュースで、今後健康食品の安全性について取り締まる、という話をやっていた。今、ビール酵母とローヤルゼリーを飲んでいる。これの安全性について知りたいが、どこに聞けばよいか。	今日、ニュースで報道していたものは、健康食品の虚偽・誇大広告についてで、科学的根拠がないにも関わらず、虚偽・誇大な広告を行ってはならないというものである。(ガイドライン自体自治体に届いていないので、得ている情報は(案)である旨断って説明。)今服用しているサプリメントの安全性については、基本的には製造業者に問い合わせてほしい。都では今のところ、ビール酵母については被害情報は得ていない(食中毒調査係にて確認。)もし、体調が悪くなったら、すぐ服用をやめ、病院に行くこと、保健所等へ連絡することを話した。
31	不明	女性	安全情報系のホームページを見て電話した。 消費者が、エステ会社からエフェドラ入りのサプリメントを購入したようだが、エフェドラというのは、入っていると問題になるのか。 購入の状況としては、エステ会社入会時に、「プレゼント」としても渡され、退会を申し出たところ、お金を請求された様子。 製品名は、「A」で、相談者は、エフェドラらしき表示があるというっており、センターの方でインターネット検索を行ったところ、エフェドラが入っているらしき説明があった。 また、センターでは現品を確認しておらず、エフェドラの取扱いを確認している状況。相談者にも、行政への通報などは了解を得ていない。	エフェドラは、医薬品に該当する成分で、以前から食品に使用することはできないものであった。もし、エフェドラが入っている「サプリメント」を輸入・販売したのであれば、薬事法に抵触する。 エフェドラが入っているものが取引された疑いが確認できたら、薬事監視課監視指導課に連絡してほしい。

< 自分の食べている健康食品の有効性について >

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
1	20 30代	女性	塗りこむと「脂肪細胞が分解する」という化粧品を購入したら、友人が、本当に脂肪細胞が壊れるのであれば、死んでしまうと。この製品は危険なものなのか。A、Bなどのダイエットサプリメントも同じような広告をしているが効果があるのか。	現在のところ、化粧品に「脂肪細胞を分解する」「やせる」との効能効果は確認されていないので、実際には、そのような効果はない。広告が行過ぎていると思われるので、健康被害はないが、逆に、効果を期待できるものでもない。また、健康食品についても、飲むだけで痩せる効果が本当にあるならば、それは、「中国製ダイエット用健康食品」のように、問題のある食品に該当する。一般に市販されている製品のほとんどは、実際に痩せる効果はないと思われる。当課のホームページを紹介した。
2	中高年	男性	VB1は関節痛にいいというが、どうなのか。自分は筋肉がある程度ついているのだが、毎日仕事で重いものを持ちたりしているので、関節痛がある。医者に行くほどではないが、何かいい方法はあるのか。ちゃんとした食生活をするとか運動をするとかあると思うが、自分に一番いい方法を知りたい。	VB1は、粘膜の健康維持を助ける栄養素という位置づけで、そういう表示が認められるサプリメントもあるが、関節痛にいいというサプリメント、健康食品はない。もちろんVB1を摂取しないのは健康によくないが、大量に飲んだからといって関節痛が納まるわけではない。市販の医薬品には関節痛への効能が認められたものもあるが、ひどい痛みは、医者で医薬品を処方してもらった方がよい。
3	中高年	女性	Aを買って飲んでいる。飲み方を見ると、沸騰したお湯を注いでまつように書いてあるが、自分としては、お茶を煮出したい。Aの有用成分(ルチンなど)は、沸騰させても壊れないのか。販売者に電話したら、わからないといわれた。どこに聞けばわかるか。	当方でも、成分の安定性について整理した情報はない。ホームページ等で確認できることでよければお伝えできることを伝えたと、お話ししているうちに、「ルチン」は医薬品もあるから、医薬品メーカーに電話してみる、と本人の方から申し出があった。(その後連絡なし)
4	中高年	男性	区民からの相談で、「キャットクロー」の入った健康食品を関節炎のために飲みたい、というものがあった。「キャットクロー」は医薬品の本質的医薬品成分リストに入っていないようだが、効能などはいかがなものだろうか。	「キャットクロー」は、個別に照会したもので、医薬品成分ではない。HP等を見ると、抗炎症作用など出ているので、その旨をうたった商品があるかも知れないが、基本的には医薬品ではないので、関節炎を治したいなら病院へ行くように話したほうがよい。また、健康食品なのに、効能効果をうたっているなら薬事法に抵触する可能性がある。
5	高齢者	男性	家族が病気で医者にも見離されていて、いろいろなものを試しているが効果がない。今度は福岡県の会社が販売している「活性酸素対応食品」というものを使おうかどうしようか悩んでいる。半年飲まないとも効果がないと記載しており、半年飲むと50万円もかかるものなので、お金だけ取られてドロンされたらこまるので、どうしようか悩んでいる。	健康食品は、研究レベルや動物実験では効果があったとしても、人で本当に効果があるかどうかは確認されていないものがほとんどである。値段が高いほうが効果があるように見えるので、高いものが多くなっている。お金もかからず、気分的に飲むことによって健康になるということであればよいが、そうでなく悩んでいるようならお勧めしない。
6	高齢者		娘がAを食べている。効果があるのか？ テレビショッピングでやっている「やせる」という塗り薬のクリームはどうか？	こちらでは効果があるか否かの情報もっていないが、健康食品、化粧品とも、食べるだけ、塗るだけで効果があるものは考えにくい。 本来はそういうものに頼らずに食事と運動でやせたほうが確実。
7	不明	女性	消費生活センターに、以下のような相談が寄せられた。 行きつけの医者から、尿路感染症の予防にクランベリージュースを毎日飲むように、特定のメーカーの製品を紹介された。50CCぐらいで100円もするものを毎日飲めと言われたが、本当に効果があるのか。ホームページでは膀胱炎にいいというような情報があるが、健康局として何か出せる情報はあるか。	当課では、「クランベリーは何に効く」かを正確に回答できる情報はない。 クランベリージュースは医薬品ではないので、一般には、病気への効果が保証されているものではない。経済的負担を抱えて摂取しても効果はないかもしれない。相談者の方には、健康食品の位置づけを説明し、経済的負担が大きいようであれば、医師にその旨相談することを勧めるのが適当と思われる。

< 健康食品の表示・販売について >

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
1	20 30代	女性	ビタミンA含有の健康食品を飲んでいて、商品に書いてある量を飲むと過量摂取になることが分かった。販売員はさらに多くの量を飲むように勧めた。このような販売方法に対して規制はないのか。近々子供がほしいと考えているので健康面でも不安である。	効能効果を標ぼうするような場合には、薬事法での対応が考えられる。健康不安については、産婦人科医等専門医に相談することを勧める。
2	20 30代	女性	A社の「Bヨーグルトが花粉症に効く」と、朝日新聞の全面広告を見たが本当か？子供がアレルギーなので買ってみたが、トクホのマークが無い。A社が虚偽の広告を出しているのか。	電話のお話だけでは、事実確認ができない。また、広告内容についても判断できないが、仮に研究段階のデータを新聞広告に載せているだけなら違反とも言い切れない。アレルギー体質なら、専門の医療機関でアレルゲン突き止め、日常の食品にアレルゲンが含まないように注意するしかない。健康食品やトクホについては、食薬インフォスペースでも紹介している旨を紹介し了承を得る
3	中高年	男性	雑誌で、健康食品に「著しく人を誤認させるような表示はできない」というようなことが書かれているが、たとえば、朝鮮人参など、実際に医薬品に使われているようなものは、事実効果があるので、書いてもよい、という考え方はなるのか。たくさんの製品に効能が書かれているが、ああいうのは問題とならないのか。	健康食品には様々な法律がかかっている。確かに、健康増進法や景品表示法では、「事実」であれば表示可能という解釈になるが、薬事法では、食品に医薬品の効能を表示することはできないとされている。よって、結論としては、朝鮮人参に医薬品的な効能は表示できない。法律一つひとつを見るとわかりにくいかもしれないが、東京都では、縦割りの指導にならないように、関係部署が連携をとって指導を行っている。じゃあ雑誌の書き方がわかりにくいのか、ということと納得されて電話を置いた。
4	中高年	女性	ドラッグストアで「A」というダイエット食品を購入したが、外箱の製造番号がはがされていた。薬局に問い合わせたところ、安く販売するため問屋で行っているという回答があり、販売業者は番号がわからなければ保証の対象外といわれた。このような販売形式は正しいのか(消費者センターから紹介され、当係に連絡したとのこと)。本日、商品は返品し、代金も返金される予定。2～3包服用したが健康被害などはない。	はがされている製造番号が食品衛生法に係る部分であるならば保健所から指導ができるかもしれない。電話では詳細が不明であるが、まだ手元に商品があるということなので、確認を希望するならば地元の保健所に相談するように話す。販売形式が正しいかどうかは消費者センターが所管であり、当課では対応不可能である旨お伝えした。
5	高齢者	男性	A社のBという緑茶を3週間飲んだところ、倒れて救急車で運ばれた。以前は、血糖値が100程度だったが、倒れたときは50になっていた。「危ないから販売を禁止しろ」とは考えていない。しかし、これだけ効果がある健康食品ならば、注意事項を書くべきだと思う。都の評価委員会が迅速に対応するとの記事を以前読んだので電話した。	評価委員会では個別の事例についての調査はしていないことを説明。健康食品についての苦情については保健所の食品衛生担当で相談するように伝えた。保健所での相談時には、医師の診断を受けている旨を伝えるよう助言。

< 健康食品の指導・取り締まりについて >

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
1	中高年	男性	1年前くらいにプロポリスを飲んだところ、アレルギー症状が出て、今も通院している。メーカーやプロポリス協会、消費者センター、厚生労働省に相談したがらちがあかない。アレルギーの件は民事なので、そこらには頼むつもりはないが、製品の広告に好転反応であるとか薬事法に抵触する文言があるのでしっかり取り締まってほしい。	広告物を送ってもらい、内容を確認したうえで、薬事監視課に引き継いだ。
2	中高年	女性	世にあふれる健康食品(ダイエット食品、美白食品)の安全性・有効性はどう確認したらいいのか。表示や広告に書いてあることの信憑性をどう判断すればいいのか。表示してあるものがちゃんと入っているかどうかはチェックされているのか。どこかでまとめて把握していないのか。 薬事監視課に電話したら、健康食品の検査は行ってはいるが、すべて検査するわけではないので、安全性はわからないと言われた。私たちは不安と疑念の中で商品を選ばなければいけないのか。	もう製品化しているものの原材料の内訳を試験で判別することは非常に難しい。明らかに「入っていない」ことがわかれば、かけられる法律はあるが、原材料の信憑性という観点から健康食品が取り締まられることは、現状では少ないかもしれない。 健康食品の安全性と有効性を製品毎に判断することは、現状では非常に難しいが、国立健康栄養研究所において、そういったデータを蓄積・公開する準備をしている。一部の成分ではあるが、有効性のある程度の目安等が判断できるものが提供される見通しのようである。 ダイエット食品は多く出回っているが、食べるだけで10kgも痩せられる安全な食品などというのではないと考えた方がよい。もし著しい効果が現れるのであれば、それは違法成分によるものかも知れないぐらいに考えて。 一般用医薬品で「しみ、そばかすに」という効果のものがあるので、「美白」的な効果を求めて製品を探すなら、サプリメントよりは医薬品を選択したほうが、明らかに品質もよく安全である。健康食品に医薬品的な効果を期待することはできない。
3	中高年	男性	昨日厚生労働省が発表した健康食品の広告について、東京都はどのように考えているのか。 TVを見たらえればわかるが、本日も同様の表現で広告を流している。 厚生労働省に問い合わせたらはっきりした回答がなかった。 テレビ局にも電話したところ担当者より「広告に問題があるならば、東京都の担当者より指導があるはずだ」との回答であった。 東京都はきちんと指導しているのか。 テレビ局の担当者の話では、「東京都のお墨付きを得ている」というような表現であった。	健康増進法については、処分、指導権限は厚生労働省にある。東京都でできるのは、個別に事業者から相談を受けた場合に回答するのみで、東京都として何かできるわけではない旨を説明。
4	高齢者	女性	特定保健用食品、栄養機能食品、栄養補助食品等の定義について。様々の表示広告があるが、どの様に指導取り締まりしているのか。関係する法律は何があるのか。	いわゆる健康食品と保健機能食品制度について説明。関連する法令は、薬事法、食品衛生法、栄養改善法、JAS法、景品表示法、特定商取引法等であり、各法令での指導について説明、景品表示法、特定商取引法については生活文化局消費生活部の電話番号を案内した。

< 健康食品の相互作用・健康被害 >

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
1	20 30代	女性	2週間ほど前から、Aという健康食品を、エステサロンに勧められて飲み始めたところ、なんだか心持が悪く、精神科にかかった。薬を処方されるときに、何か飲んでいるものはないかと聞かれたため、健康食品のことを言ったら、とりあえずやめるように言われた。そのあとで、ホームページを見たところ、中国製の怖いダイエット食品のを見て、だるいなどの自分の症状にあっているような気がして甲状腺の検査を受けている。 どうしたらいいか。	行政では、電話でお聞きした内容で、健康食品との関連性を判断できない。現在は、健康食品との関連性が疑われる症状がある場合には、医療機関から行政に届出をしていただくようお願いしており、各保健所が窓口になっている。検査の結果を聞きに行くときに、健康食品を持参して、医師に摂取状況を説明してほしい。 関連性が疑われる場合には、最寄の保健所に、医師から連絡をしてもらうようになっている。
2	20 30代	女性	Dソルビトールが大量に入っているというダイエットドリンクを1ヶ月間飲んでた。6月に飲んでたが、8月末に妊娠がわかった。大丈夫かどうか？	あの商品の有害作用は下痢をするというもの。現在飲んでいなければ大丈夫だと思うが、心配な場合は産婦人科の先生に相談を。
3	20 30代	女性	Aを40缶購入し、Bから回収の通知があるまでに14缶飲んだ。飲んでる間中、半日はトイレにこもっている状況だったが、「自分は痩せるために買ったんだから」と我慢していた。 最近になって妊娠が判明し、多分、飲んでいたところに妊娠したのだと思う。影響はないのか。破産管財人に電話したところ、体を壊した人がたくさんいると聞いたので、心配になって電話した。	飲んでた時点で問題がなかったのであれば、妊娠には影響ないと思われる。D - ソルビトールは、おなかゆるくなる作用があるが、それは飲んだときの影響で、今現在で妊娠が順調であれば、心配することはない。
4	20 30代	男性	プロポリスを摂取したところ、アレルギー症状が出た。もともと、アレルギー体質であることはわかっていたが、こういう場合どうしたらよいかわからなかったので、メーカーに電話したところ、社長がけんか腰できわめて対応が悪かった。様々な行政機関に電話したが、たらいまわしをされてしまう。健康保険医療センターに電話したところ、安全対策課に電話するように言われた。 いろいろな機関で同じ説明を何度もするのは、疲れてしまう。…… 保健所にも電話した。	事情を聞き、健康食品による健康被害が発生した場合の、食品衛生法上の解釈、健康増進法や景表法等の虚偽表示、誇大表示について説明した。 態度の悪い事業者や健康食品に関する、個人的な見解と断った上での考え方を話し、今後も何かあったら相談したいということで終了した。
5	20 30代	女性	眩暈などがするので、医者にかかって抗うつ薬などをのんでいるが、雑誌で「大豆セリン」がそういうのにいいと書いてあったので、試し始めている。飲んで大丈夫か。	今のところ、大豆セリンが原因と考えられる有害症状の報告はない。しかし、医薬品と併用により相互作用が現れるようなものもあるので、飲んでいることは医師に伝えておくことを勧める。また、雑誌などのメディアは、効果を誇大に書きすぎることが実状であり、今のところ、大豆セリンにめまいの改善効果があるというはっきりとした根拠はないので、効果は期待するべきでない。

< その他 >

連番	年齢	性別	具体的内容	回答内容
1	中高年	女性	12月に、雪茶がダイエットに非常によいというテレビ番組を見たので、買いたいと思って薬局やインターネットを探したが、厚生労働省がだめというので、もう販売をやめたというところもあって手に入らない。一体何があったのか。どうしても痩せないの、そんなにいいのがあるなら買いたいのだが……	雪茶が原因かどうかははっきりしていないが、雪茶を利用していた方2人に肝機能障害が起こり、厚生労働省が、摂取に際しての注意喚起を行ったため、販売を自粛している動きがあると思われる。「絶対危険」という判断がされたわけではないが、心配なのであれば購入はあきらめたほうがよい。 飲むだけで激やせする安全な食品は考えにくいので、今後も注意するようにと説明。ネットを利用する方だったので、「健康食品注意報」のページ(現在は「健康食品ナビ」)を紹介。
2	中高年	女性	アマメシバの件について8月4日以降何か新しい情報はるか。	国からは特段新しい情報はない。8月8日の新聞に神奈川県内でも同様の製品で健康被害を受けた人がいるとの記事が載っている。何か新しい情報があれば国がまずHPに掲載すると思われるので厚生労働省のHPを注目されたい。